

PTA 規約

第一章 名 称

第1条 本会は、宮上小学校 PTA 「保護者と教職員の会」という。

第二章 目 的

第2条 本会は、児童の福祉を増進するために、次の事を行う。

- (1) 家庭と学校の間を密にして、児童の教育について保護者と教職員が協力する。
- (2) 児童の教育的環境の向上を図る。
- (3) 生活環境を整え、児童の心身の健全な発達を図る。
- (4) 会員相互の親和をはかり教養を高める。

第三章 方 針

第3条 本会は、子どもの教育環境の向上を目的とした「社会教育関係団体」として活動する。

第4条 学校の教育について、意見を具申し参考資料を提供するが、直接に、学校の管理・方針に干渉しない。

第5条 特定の政党・宗教にかたよらず、また本会の目的達成以外の営利的な行為は行わない。

第四章 会 員

第6条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者並びに教職員のうち、宮上小学校 PTA 入会確認書（第1号様式）により入会の意思表示をした者とする。

2 会員資格は、第11条に定める本会の会計年度の間有するものとするが、退会の申し出がない限りは、会計年度ごとに自動継続とする。

第7条 本会を退会する場合には、宮上小学校 PTA 退会届（第2号様式）を会長へ提出しなければならない。なお、会員家庭に属する全児童の卒業もしくは転校又は教職員の異動等により本会員の継続ができなくなった場合は、自動退会とする。

第五章 会 計

第8条 本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

第9条 会費は、1家庭 年額2,500円とする。

(内訳 月額200円 × 12ヵ月 + 相模原市 PTA 安全互助会費100円(4月時点で在籍している会員を対象とする。))

(1) 年度途中の転出入者の会費については、学校が転出入届を受理した日を基準日とし、転出者は基準日の属する月まで、転入者は基準日の属する月から徴収し、日割り計算は行わないものとする。

- (2) 前項を除く年度途中の入会者の会費については、会長が宮上小学校 PTA 入会確認書（第 1 号様式）を受理した日を基準日とし、基準日の属する月から徴収し、日割り計算はしない。また、前項を除く年度途中の退会者の会費については、還付をしない。

第 10 条 本会の資産は、第二章の目的達成のため以外には、使用できない。

第 11 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。なお、特別会計として、次の各号の積立金を設ける。

(1) PTA 積立金

被災時の PTA 室の物品購入のため、年間 50,000 円を積み立てることとする。本積立は 1,000,000 円を上限とする。

(2) 備品購入積立金

備品購入のため、年間 100,000 円を積み立てることとする。本積立は 600,000 円を上限とする。

第六章 役員を選出

第 13 条 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以上（保護者 1 名以上・教職員 1 名）
- (3) 書記 2 名以上（保護者 1 名以上・教職員 1 名）
- (4) 会計 2 名以上（保護者 1 名以上・教職員 1 名）

役員は、任期は、1 年とする。但し、再任はこの限りではない。

（教職員の役員については、この限りではない。）

第 14 条 役員を選出及び就任は、次の通り行われる。

- (1) 役員は、運営委員会の指名したものを告示し、総会において承認を受ける。但し、教職員から選出する役員については、校長の推薦したものを総会において承認を受ける。

- (2) 新たに選ばれた役員の就任は、総会において行われる。

第 15 条 役員は兼任は、認めない。

第七章 役員資格及び任務

第 16 条 役員は、第六章の規定に従って、会員の中から選出する。

第 17 条 役員は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合は、代行を務める。
- (3) 書記は、総会並びに運営委員会の議事を記録し、庶務を行う。
- (4) 会計は、本会のすべての会計業務を行う。

第八章 集 会

第 18 条 総会・役員会・全委員会・運営委員会・各委員会及び学級の集会は随時開催することができる。

第 19 条 定期総会は原則として、年度始めに開くものとし、役員の変更及び規約の改正、ならびに予算・決算、事業計画の審議ならびに承認をする。

第 20 条 総会の定足数は、総会員（委任状提出者を含む）の 5 分の 1 以上とする。

但し、議決は出席会員の過半数の同意による。また、書面総会における議決は、承認状数の過半数の同意によるものとする。

第九章 運営委員会

第 21 条 運営委員会は、本会の役員・各常任委員会の正副委員長・各地区生活指導委員及び校長（又は、その代理人）によって構成される。

第 22 条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 予算構成に関すること。
- (2) 各種委員会によって、立案されたものの審議。
- (3) 総会に提出する書類の作成。
- (4) 必要によって、特別委員会を設けること。
- (5) その他会員により委任された事務処理。
- (6) 役員に欠員を生じた場合の補充。

第 23 条 運営委員会は、委員（正当な代理人を含む）の半数以上が出席しなければ成立しない。

第十章 委員会及び委員の選出

第 24 条 委員会は、常任委員会・特別委員会・会計監査委員会とする。

第 25 条 常任委員会として、地区生活指導委員会を置く。

第 26 条 常任委員会は、次により選出する。

- (1) 地区生活指導委員は、各地区より 1 名以上 2 名までとする。

運営委員会での議決権は各地区 1 名分とする。

地区生活指導委員は、原則として、各地区に居住する会員の中からそれぞれ選出する。但し、居住する会員の中から選出することが難しい場合にはこの限りではない。

第 27 条 会計監査委員は、3 名以上の委員によって構成され、委員は運営委員会で推薦し、総会で承認を得る。

但し、役員は会計監査をすることができない。

第十一章 委員会の任務

第 28 条 地区生活指導委員会は、各地区内の連絡及び地区相互の調整をはかり、校外における児童の生活指導全般にわたり協力する。

第 29 条 会計監査委員会は、年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 30 条 特別委員会は、その目的を達成する為に活動する。

第十二章 その他事項

第 31 条 本規約の改正は、総会または運営委員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 32 条 本会の目的達成に、必要であると認められるときは、運営委員会の議決を経て、規定又は細則を設けることができる。但し、災害や感染症の流行などの緊急事態には本役員会の議決を経ることとする。

第 33 条 本会における個人情報の取扱いは、別に定める「相模原市立宮上小学校 PTA 個人情報保護規則」に拠るものとする。

付 則

- ・ この規約は、昭和 54 年 9 月 29 日より施行する。
- ・ 第 19 条、35 条は昭和 58 年 5 月 14 日規約改正、第 36 条追加。昭和 59 年度より施行する。
- ・ 第 19 条、23 条、24 条、26 条は平成 2 年 4 月 28 日規約改正、第 27 条廃止。それにともない、第 28 条以降の条番号をそれぞれ 1 繰り上げる。
- ・ 第 1 条、第 2 条(1)、第 6 条、第 11 条(2)(3)(4)、の父母を保護者と平成 6 年度より改める。
- ・ 第 8 条、第 23 条、第 24 条、第 28 条は平成 9 年 4 月 19 日規約改正、第 29 条、第 31 条廃止、第 32 条追加、それにともない、第 32 条以降の条番号をそれぞれ繰り下げる。平成 9 年度より施行する。
- ・ 第 23 条、第 24 条の一部改正及び第 27 条の全文削除をし、平成 13 年 4 月 26 日から施行する。
- ・ 第 2 条、第 6 条、第 12 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 32 条、第十二章、附記の一部改正及び第 27 条、29 条、31 条の全文削除、それにともない、以下条項を繰り上げるものとする。平成 14 年 4 月 24 日から施行する。
- ・ 第 12 条(2)、第 24 条(1)は平成 18 年 4 月 28 日規約改正、第 34 条追加。平成 18 年度より施行する。
- ・ 第 8 条、第 24 条(1)は平成 19 年 4 月 26 日規約改正。平成 19 年度より施行する。
- ・ 第 13 条は平成 20 年 5 月 8 日規約改正。平成 20 年度より施行する。
- ・ 第 24 条(2)は平成 25 年 4 月 26 日規約改正。平成 25 年度より施行する。
- ・ 第 11 条、第 24 条(1)(2)の一部改正。平成 26 年 5 月 9 日から施行する。
- ・ 第 2 条、12 条(2)、19 条、23 条、24 条(3)、28 条、29 条、32 条の一部改正及び第 24 条

(2)の全文削除、それに伴い、以下条項を繰り上げるものとする。平成29年5月1日より施行する。

- ・ 第8条、第11条、第12条(2)、第23条、第24条(2)の一部改正、第28条、第29条の全文削除、それに伴い以下条項を繰り上げるものとする。平成30年11月17日より施行する。
- ・ 第31条一部改正。令和2年6月18日より施行する。
- ・ 第24条(1)は令和2年11月21日規約改正。令和2年より施行する。
- ・ 第12条(2)、第27条の一部改正。第32条は令和3年3月11日規約改正。令和3年度より施行する。
- ・ 第11条の一部改正。令和3年11月20日より施行する。
- ・ 第24条(1)改正。令和5年1月14日より施行する。
- ・ 第24条(2)改正。令和5年4月22日より施行する。
- ・ 第3条、第6条、第12条(2)、第18条、第24条(2)の一部改正、第8条の一部を(1)とし、さらに(2)を追加、第13条一部削除。令和6年度より施行する。
- ・ 第24条(2)を一部改正し、令和7年度より施行する。
- ・ 第24条(1)を一部改正し、令和7年度より施行する。
- ・ 第9条(1)を全文削除し(2)を(1)に繰り上げ、第13条(1)を一部改正、(2)を全文削除し(3)を(2)に繰り上げ、第24条を一部改正、第25条(2)を全文削除、第28条を全文削除し、それに伴い以下条項を繰り上げるものとする。令和7年10月4日に改正し、令和8年4月1日から施行する。
- ・ 第6条を一部改正、第6条の下に第7条を追加し、それに伴い以下条項を繰り下げるものとする。第9条(2)を追加する。令和8年1月10日から施行する。第6条について、改正前に既に会員である者については、従前の例による。
- ・ 第11条の次に第12条を追加し、それに伴い以下条項を繰り下げるものとする。令和8年度より施行する。

第1号様式（第6条関係）

宮上小学校 PTA 会長 行

宮上小学校 PTA 入会確認書

記入日 _____年____月____日

宮上小学校 PTA への加入について、次のとおり回答します。

保護者氏名 _____

児童組・氏名 _____年_____組_____

入会します

宮上小ホームページの「PTA 規約」、「PTA 内規」、「個人情報保護規則」を確認のうえ、本会の趣旨及び個人情報の取り扱いに同意します。

既に入会済みです

新2～6年生にきょうだいがいて、昨年度も PTA に入会しています。

入会しません

※PTA からおたよりや、学校のグループメールを使用した PTA からのお知らせを、PTA 加入世帯のみにお送りすることは難しいことから、PTA からのお知らせ等が届くことについては、ご承知おきください。

第2号様式（第7条関係）

宮上小学校 PTA 会長 行

宮上小学校 PTA 退会届

記入日 _____年____月____日

宮上小学校 PTA を退会したいので、次のとおり届け出ます。

保護者氏名 _____

退会日 _____年 3月31日

児童組・氏名 _____年_____組_____

退会理由（任意）

※年度途中で退会する場合（転出を除く）は、相模原市 PTA 安全互助会の見舞金・保険金の給付対象であることから、会長が退会届を受け取った後、当該年度末までは会員の身分及び権利を有するものとします。また、会費については、還付を行いません。

※PTA からのおたよりや、学校のグループメールを使用した PTA からのお知らせを、PTA 加入世帯のみにお送りすることは難しいことから、引き続き PTA からのお知らせ等が届くことについては、ご承知おきください。

PTA 内規

第1条 趣 旨

この内規は、宮上小学校 PTA 本部事務局の運営に必要な事項を定めます。

第2条 旅 費 規 定

本会の会員が、会務のため学区外に出張するときは、この規定によって旅費を支給します。

1. 交通費は、通常の経路にしたがって最短最低の実費を支給します。
2. 全日（午前・午後）にわたる出張の場合は、交通費実費及び食事費 500 円を支給します。
3. 諸費（資料代・分担金・通信費等）は、会務の遂行に必要なものについてのみ実費を支給します。
4. その他の場合は、その都度本部役員会で決定します。

第3条 慶 弔 規 定

本会の会員並びに関係諸団体に対する慶弔の贈呈については、この規定によります。

1. 祝金・祝電

- ・ 個人及び関係諸団体の祝事に対して会長が必要と認めた場合は、祝電を発して祝意を表します。
- ・ 祝金を贈る必要がある場合は、本部役員協議の上、贈呈します。

2. 弔慰金

- ・ 会員及び本校在籍児童死亡の場合、次の区分により霊前に供えて弔意を表します。
- ・ 児童死亡の場合 5,000 円・花等
- ・ 会員死亡の場合 5,000 円・花等

3. 傷害見舞金

- ・ 本会の会員が、会務執行中に傷害を生じた場合は役員協議の上、見舞金を贈ります。また、このこと以外で災害が生じ見舞い金を贈る必要がある場合は、役員協議の上、実情に応じて贈ります。

4. その他

- ・ 上記に定められたこと以外については、本部役員協議の上、それに応じて贈ることができます。

第4条 表 彰 規 定

本会は、功労のあった個人・団体に対する感謝、表彰については、次の規定によって行います。

1. 感謝状

この会の目的達成のため、協力活動をした次の者に対して感謝状を贈呈します。

- (1) 特に功労のあった個人及び団体
- (2) 毎年度の退任役員

2. 表彰状

この会の目的達成のために協力活動をし、他の会員の模範となると認められる個人及び団体に対しては、表彰状を贈呈します。

3. 記念品

感謝状・表彰状の被贈呈者に対しては、記念品を贈呈することができます。(但し、退任役員は除く。退任役員については卒業記念品で準ずる。)

被贈呈者の選考や細目については、運営委員会で協議の上、決定します。

第5条 教職員の転退職

教職員の転退職に関しては、次の通りとする。

1. 本会の会員については、在職年数にかかわらず、花束等を贈呈する。
2. その他については、その都度本部役員で協議する。

第6条 改 廃

この規定の改廃は、運営委員会の審議を必要とします。

第7条 実 施

この規定は、昭和54年11月17日より実施します。

附 記

- ・ 第5条を改正し、平成14年4月24日から実施する。
- ・ 第5条1を改正し、令和3年2月28日から実施する。
- ・ 第3条を一部改正し、令和4年3月12日から実施する。
- ・ 第5条1を改正し、令和6年6月15日から実施する。

個人情報保護規則

第1条 目的

本規則は相模原市立宮上小学校 PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、その他記述や個人別に付された番号、記号等により特定個人を識別できるもの、また、顔認識、指紋認識データ等、特定個人の身体的特徴をデータ化した情報をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるものの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう
- (4) 役員：本会の本部会を構成する者をいう。
- (5) 運営委員：役員を含む運営委員会を構成する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動すべてにおいて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人管理者

本会における個人情報管理者は、本会会長とする。

第5条 取扱者

本会における個人情報取扱者は、役員、運営委員とする。

第6条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条 利用目的の特定

本会は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定め、本人に明示するものとする。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第8条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9条 個人情報の管理

1. 個人情報管理者及び取扱者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2. 本会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第10条 情報端末における管理

個人情報を取扱う情報端末、電子機器等については、OSの更新やセキュリティソフトの導入等、適切な状態で管理するものとする。また、データを持ち出す場合には電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードを設定する等、適切な取り扱いをする。

第11条 第三者への提供の制限

1. 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
3. 本会は、前項第 2 号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第 12 条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 13 条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認

の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第 14 条 個人情報の訂正または削除請求

1. 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申出をした者に対し通知するものとする。
2. 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第 15 条 苦情の処理

本会は個人情報の取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 16 条 漏えい時などの対応

1. 本規則に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。
2. 個人情報管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第 17 条 研修

個人情報管理者は、役員、運営委員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第 18 条 雑則

1. 本規則の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。
2. 本規則の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和 4 年 3 月 13 日から施行する。